

自立生活援助、地域相談支援（地域移行支援・
地域定着支援）に係る報酬・基準について
論点等

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】

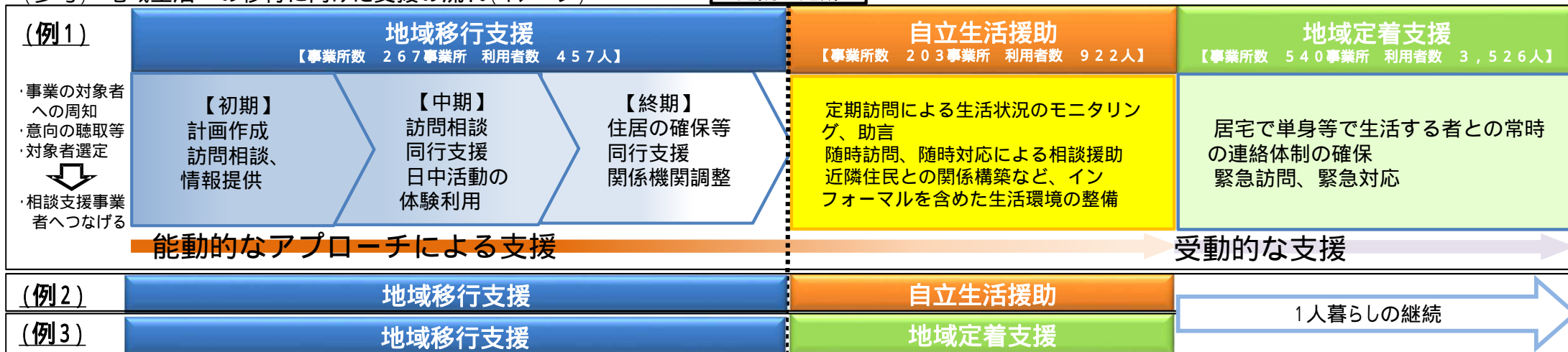
自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】

地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

[出典] 令和2年4月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

自立生活援助

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(1)
障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めない(2)ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
- 1の例 ・ 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
・ 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し 等)
・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合
- 2の例 ・ 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
・ 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
・ 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
・ その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

サービス内容

一定の期間(原則1年間)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

主な人員配置

サービス管理責任者 30:1以上
地域生活支援員1以上 (25:1が標準)

報酬単価(令和元年10月~)

基本報酬		
自立生活援助サービス費() (1) 地域生活支援員30:1未満で退所等から1年以内の場合 [1,556単位] (2) 地域生活支援員30:1以上で退所等から1年以内の場合 [1,089単位]	自立生活援助サービス費() (1) 地域生活支援員30:1未満で 以外の場合 [1,165単位] (2) 地域生活支援員30:1以上で 以外の場合 [816単位]	
主な加算		
初回加算 指定自立生活援助の利用を開始した月 500単位/月	同行支援加算 外出する利用者に同行して支援を行った場合 500単位/月	特別地域加算 中山間地域等に居住する利用者に対して、支援を行った場合 230単位/月

事業所数

203 (国保連令和 2年 4月実績)

利用者数

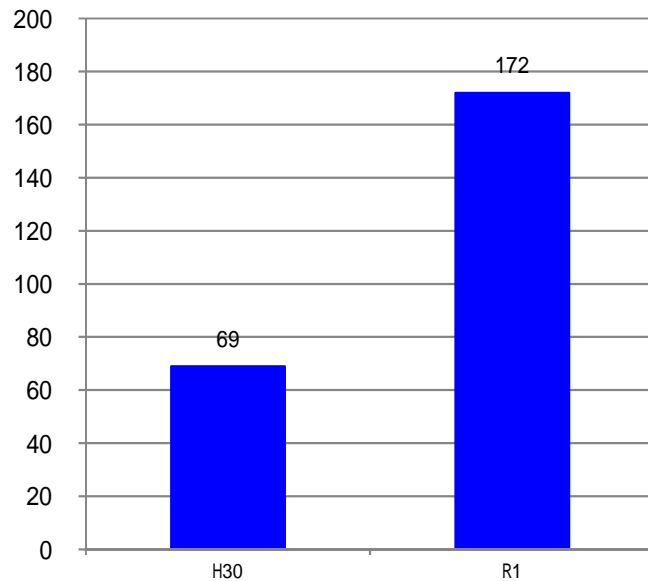
922 (国保連令和 2年 4月実績)2

自立生活援助の現状

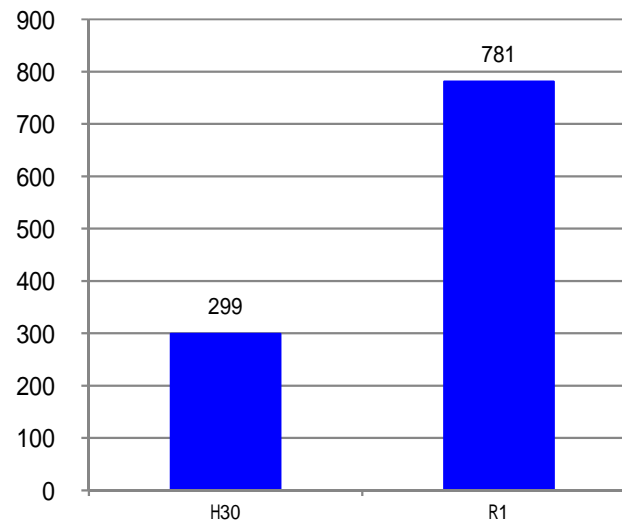
【自立生活援助の現状】

令和元年度の費用額は約1.7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.006%を占めている。

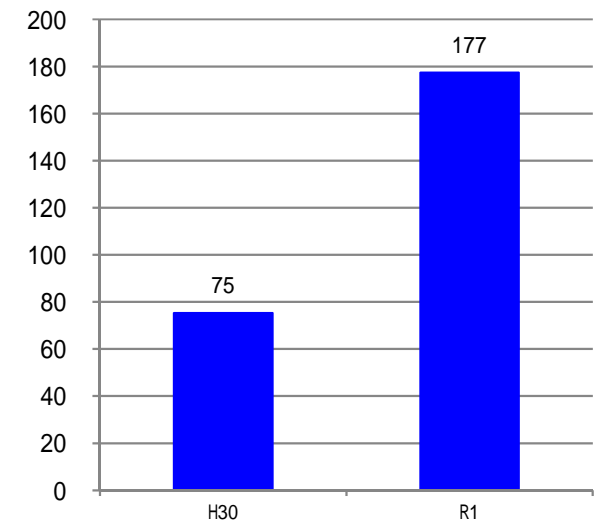
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



出典: 国保連データ

地域移行支援

対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象

精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者
長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象
1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象

サービス内容

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
地域移行に当たっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
地域移行に当たっての体験的な宿泊支援

主な人員配置

従業者
1人以上は相談支援専門員であること

管理者

報酬単価(令和元年10月～)

基本報酬		()の算定要件 社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。 前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。 障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。		
地域移行支援サービス費()	3,059単位/月			
地域移行支援サービス費()	2,347単位/月			
主な加算				
初回加算 地域移行支援の利用を開始した月に加算 500単位	集中支援加算 月6日以上面接・同行による支援を行った場合 500単位	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位

事業所数

267 (国保連令和 2年 4月実績)

利用者数

457 (国保連令和 2年 4月実績)4

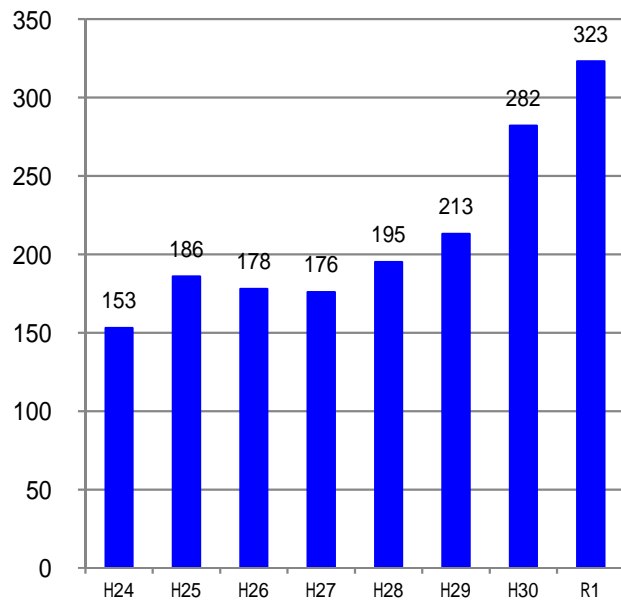
地域移行支援の現状

【地域移行支援の現状】

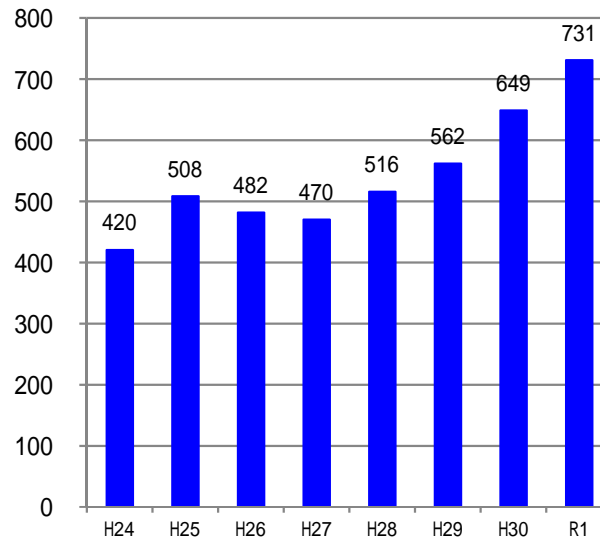
令和元年度の費用額は約3.2億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%を占めている。

費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

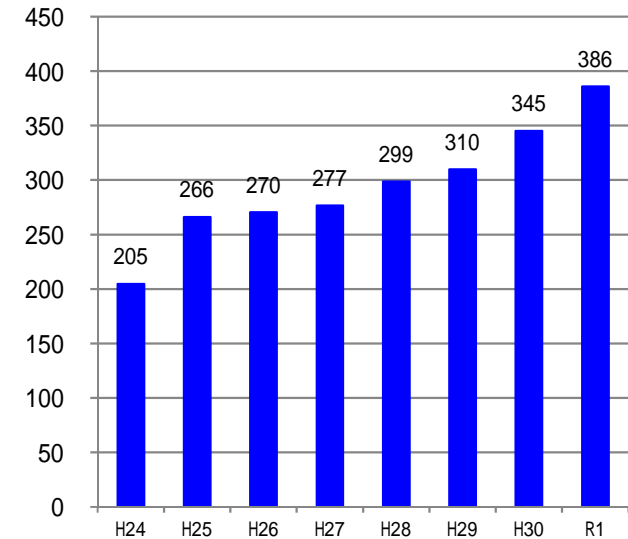
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



出典: 国保連データ

地域定着支援

対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者
居宅において単身で生活する障害者

居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外

サービス内容

常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

主な人員配置

従業者
1人以上は相談支援専門員であること
管理者

報酬単価（令和元年10月～）

基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	305単位 / 月 (毎月算定)
	緊急時支援費()	711単位 / 日 (緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定)
	緊急時支援費()	94単位 / 日 (緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)

主な加算

特別地域加算(15%加算) 中山間地域等に居住している者に対して支援した場合

事業所数

540 (国保連令和 2年 4月実績)

利用者数

3,526 (国保連令和 2年 4月実績)6

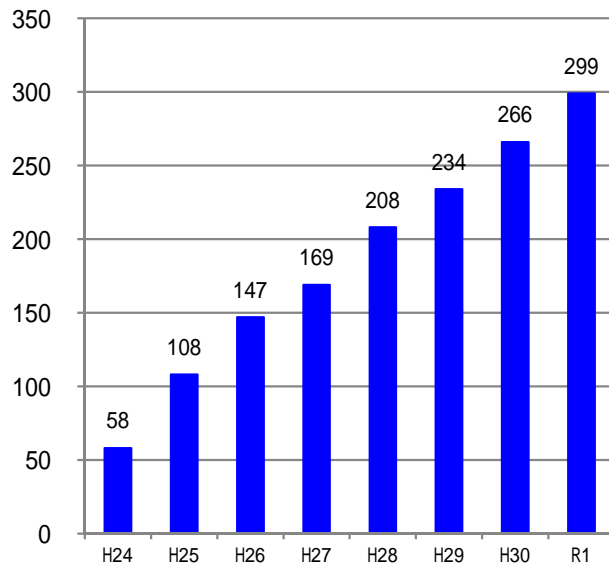
地域定着支援の現状

【地域定着支援の現状】

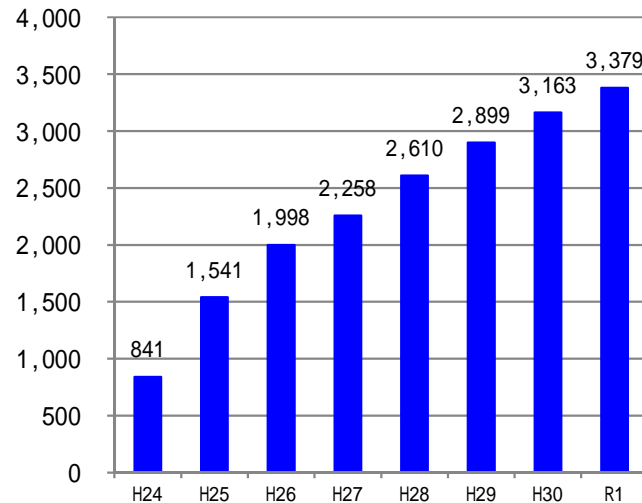
令和元年度の費用額は約3.0億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%を占めている。

費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

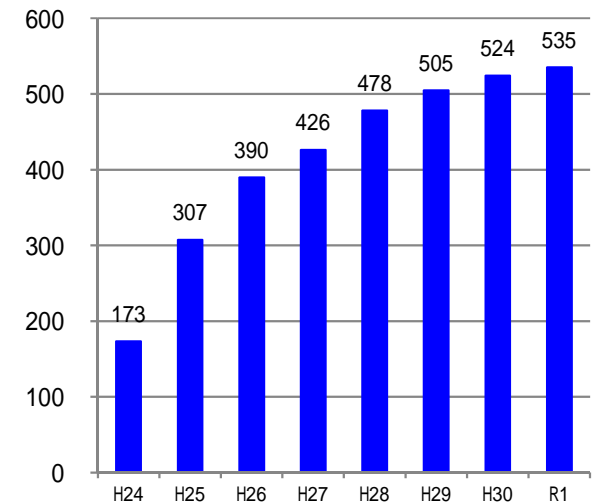
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



出典:国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見（自立生活援助）

No	意見等の内容	団体名
1	退所後1年以上を経過した者や家族同居から急遽一人暮らしを開始した者についても、退院後1年以内の者と支援の必要量は変わらないことから、同等の評価をする必要がある。	全国地域生活支援ネットワーク 他 (同旨: 全国地域で暮らそうネットワーク)
2	同行支援加算の算定方法について、ひと月に複数回の同行支援が必要な場合も多く、逆に全く必要のない月などもあるため、適切に評価するためには同行の有無ではなく、回数での評価をする必要がある。	全国地域生活支援ネットワーク 他 (同旨: 全国地域で暮らそうネットワーク)
3	初めて障害福祉サービスを利用する場合や、急遽一人暮らしを開始した場合には、支援者と利用者が関係性の構築に数か月の期間が必要である場合が多いため初回加算は最低でも3か月間の算定を可能とする必要がある。	全国地域生活支援ネットワーク 他 (同旨: 日本相談支援専門員協会、全国地域で暮らそうネットワーク)
4	矯正施設等からの退所者に対して自立生活援助を実施するにあたり、アセスメント、関係性の構築等より専門性の高い支援が必要であることから、専門職を配置し支援を行っている場合に加算等による評価が必要である。	全国地域生活支援ネットワーク 他 (同旨: 全国地域で暮らそうネットワーク)
5	自立生活援助の終結にあたっては、適切かどうかを市町村審査会において検討し、本人らしく生活していくための自立生活援助に代わる地域資源、インフォーマルサービス等の検討も含めた多角的な検証を義務付けることが必要である。	全国地域生活支援ネットワーク
6	自立生活援助や地域定着支援の活用について指定事業者へ働きかけるように、事務連絡等を発出する。	日本相談支援専門員協会
7	退所等後1年以上を経過した者への支援の業務量や質を適切に評価するために、基本報酬額を見直す必要がある。	日本相談支援専門員協会
8	ひと月に複数回の同行支援を行った場合を適切に評価できるように、「同行支援加算」の算定方法について改定する必要がある。	日本相談支援専門員協会
9	特に知的障害者の支援においては地域生活の中で1年を通して起こりうる様々な経験を積み重ねる必要があるため、1年では不足し2～3年の期間が必要な者もいるため標準機間を見直していただきたい。	日本相談支援専門員協会
10	随時の通報による支援を深夜帯に行った場合を適切に評価する「(夜間)緊急時支援加算」を創設していただきたい。	日本相談支援専門員協会
11	支援に見合った報酬が得られる仕組み、支援に要する時間や回数を考慮した仕組みをご検討いただきたい。	日本高次脳機能障害友の会

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域移行支援）

No	意見等の内容	団体名
1	児童相談所及び市町村行政との役割整理を行い、相談支援事業所等で担う役割については地域移行支援として対応が行えるように、対象者の拡大が必要である。	全国地域生活支援ネットワーク
2	地域移行支援を促進するためには、実績のある事業所をより評価することと新規の参入の推進が必要である。そこで、地域移行支援サービス費を三段階として、新たに1年3件以上の退院・退所等の実績がある事業者の評価をさらに高めること。	全国地域で暮らそうネットワーク
3	高次脳機能障害等の精神科以外の一般科の入院者についても地域移行支援の対象者すること。	全国地域で暮らそうネットワーク 他 (同旨：日本相談支援専門員協会)
4	地域移行支援において、現在、認められていない親元からの自立支援についても対象範囲に含めていくこと。	全国自立生活センター協議会
5	年に2回、自治体を中心に施設や病院での地域移行調査を実施し、その意向を踏まえ、地域移行支援事業所に振り分け、支給決定前から訪問活動が行えるように報酬等を設けること。	全国自立生活センター協議会
6	医療的ケアをコーディネートする仕組みを必須とし、地域の医療・福祉・介護と緊密に連携し、病棟で行われていたケアが地域移行後も継続されるよう、切れ目のない支援を行っていただきたい。	日本筋ジストロフィー協会
7	超長期入院者の退院支援においては地域移行支援の柔軟な運用を。	全国精神障害者地域生活支援協議会
8	「長期入院者の地域移行促進」という観点が薄らいでいるため、「社会的入院」の解消という大命題をもっと鮮明に打ち出すべき。	全国精神障害者地域生活支援協議会
9	都道府県が集団指導等により、地域移行の促進について指定事業者へ働きかけるように、事務連絡等を発出する必要がある。	日本相談支援専門員協会
10	1年に複数件の退院・退所の実績がある一般相談事業者への評価をさらに高め、地域モデルとなる事業者を作る必要がある。	日本相談支援専門員協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域移行支援）

11	18歳未満の障害児入所施設の入所児童への支援を対象とする必要がある。	日本相談支援専門員協会
12	精神科病院に措置入院している患者の地域移行支援について、保健所等と連携して支援した場合には加算を創設していただきたい。	日本相談支援専門員協会
13	地域移行を行いやすくするサービスや仕組みの新設（地域生活支援促進事業に「地域移行推進」のための仕組みを導入する等）	DPI日本会議

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域定着支援）

No	意見等の内容	団体名
1	地域定着支援の飛躍的な拡充を。	全国精神障害者地域生活支援協議会
2	矯正施設等からの退所者に対して地域移行支援や地域定着支援を実施するにあたり、社会福祉士等の専門職を配置している場合に評価を行う「地域社会生活移行個別支援特別加算」創設していただきたい。	日本相談支援専門員協会

自立生活援助、地域相談支援に係る報酬・基準について

自立生活援助、地域相談支援に係る論点

(自立生活援助)

論点 1 人員基準

論点 2 標準利用期間

論点 3 対象者の状況に応じた基本報酬の設定

論点 4 同行支援及び夜間の緊急対応・電話相談の評価

(地域移行支援)

論点 5 地域移行実績の評価

【論点1】人員基準

現状・課題

自立生活援助の人員基準については、地域生活支援員1人以上、サービス管理責任者30対1以上を配置することとしている。また、サービス管理責任者については、自立生活援助計画の作成及び提供した自立生活援助の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるため、これらの業務の客観性を担保する観点から、地域生活支援員と別の者を配置することとしている。

現状では、1事業所当たりの利用者数は4.6人とどまっているが、事業実施の要件として、サービス管理責任者と地域生活支援員を別々に配置することを必須としているため、人材確保が困難なことから取組が進まない面があると考えられる。

自立生活援助の事業の実施状況は低調となっており、取組の推進が課題。

論点

自立生活援助を推進する観点から、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める要件緩和を行うことについてどう考えるか。

検討の方向性

自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める方向で検討してはどうか。

なお、「業務の客観性の担保」については、自立生活援助と同様に、訪問や相談等を行う「地域移行支援」についても、地域移行支援従事者が自ら地域移行支援計画を作成し業務を実施しており、特段の支障はないと考えられる。

【論点2】標準利用期間

現状・課題

自立生活援助については、障害者総合支援法において、「厚生労働省が定める期間」にわたり必要な援助を実施することを定めるとともに、同法施行規則において当該期間（標準利用期間）を1年間と定めている。

また、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」において、他の訓練等給付と同様に、標準利用期間を超えて、更にサービスが必要な場合は、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（原則1回）としている。

令和元年度障害保健総合福祉研究事業において、支給決定期間の更新が必要となる者がいたが、市町村から標準利用期間を理由に認められなかったケースがあったとの課題が指摘されている。

論点

自立生活援助の標準利用期間や支給決定期間の更新の取扱いについてどう考えるか。

検討の方向性

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める取扱いとしてはどうか。

また、標準利用期間については、支給決定期間の更新の運用状況を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討することとしてはどうか。

自立生活援助の利用終了までの期間(利用終了者130人の状況)

利用終了までの期間

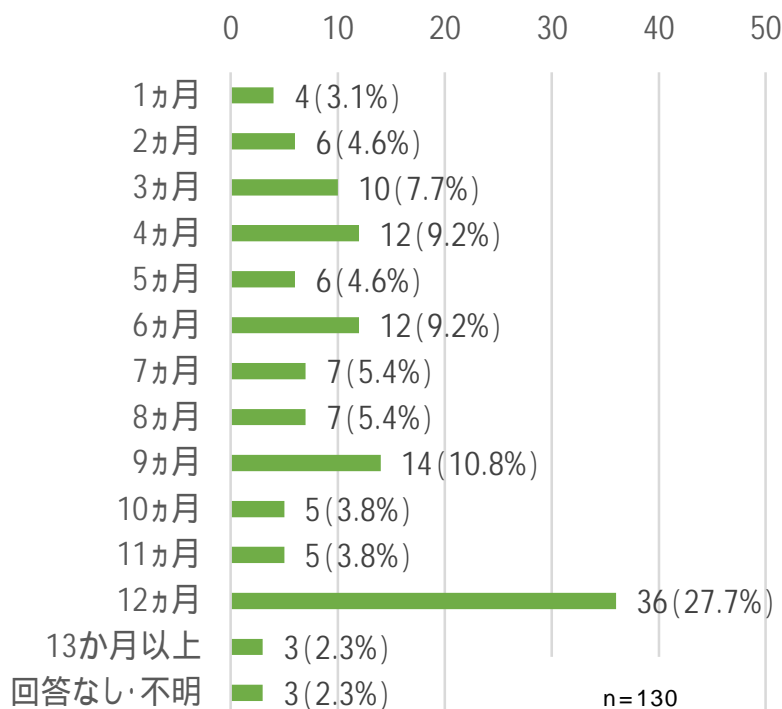
利用期間は「12ヶ月」約3割、「1ヶ月～11ヶ月」約7割、「12ヶ月以上」2%。

利用を終了した理由

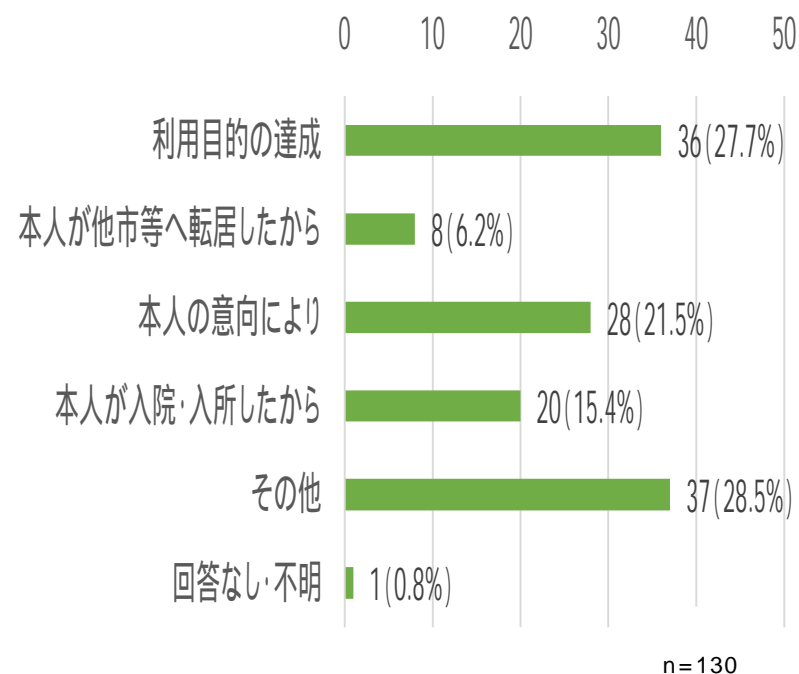
「利用目的の達成」約3割、「その他」約3割、「本人の意向」約2割、「入院・入所」約15%。

「その他」は、更新希望したが認められなかった、介護保険に切り替え、本人死亡等。

利用終了者の利用終了までの期間



利用終了者の利用を終了した理由



【論点3】対象者の状況に応じた基本報酬の設定

現状・課題

自立生活援助については、平成30年度に障害者総合支援法に基づくサービスとして創設。

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者、一人暮らしを行っている障害者等に対して、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問、随時の通報への対応等を行うことにより、障害者の地域生活を支援することを目的としたサービスである。

障害者の地域生活を支援する観点から、自立生活援助の取組を推進していく必要があるが、事業の実施状況は低調。

(参考) 令和2年4月時点 事業所数 203事業所 利用者数 922人

また、現行報酬上、基本報酬については、障害者支援施設、グループホーム、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者は高い報酬、その他の者は低い報酬を設定しているが、関係団体ヒアリングでは、退所後1年以上を経過した者や同居家族の死亡等により急遽一人暮らしを開始した者等についても同等の評価とするよう要望がでている。

対象者	基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
		30人未満	30人以上
退所等から1年以内の者	自立生活援助サービス費() R2.4時点372人	1,556単位/月	1,089単位/月
その他の者	自立生活援助サービス費() R2.4時点550人	1,165単位/月	816単位/月

論点

自立生活援助を推進する観点も踏まえ、基本報酬の対象者の範囲についてどう考えるか。

検討の方向性

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者等の基本報酬についてどう考えるか。

【論点4】同行支援及び夜間の緊急対応・電話相談の評価

現状・課題

現行報酬上、同行支援加算については実施回数にかかわらず同一単価を設定している。また、対象者の状況等により夜間の緊急訪問や電話相談を行う場合があるが、現行報酬上の評価をしていない。

関係団体ヒアリングにおいては、同行支援を複数回実施した場合や夜間における緊急訪問や電話相談が生じた場合等についても適切に評価するよう要望がでている。

論点

自立生活援助の業務の適切な評価の観点から、複数回の同行支援や夜間の緊急訪問・電話相談の評価についてどう考えるか。

検討の方向性

同行支援加算について、同行支援の回数等の実態を踏まえつつ、加算を算定する仕組みについてどう考えるか。

また、自立生活援助は、基本的なサービスである随時の訪問や電話相談は基本報酬において評価しているところであるが、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談については、地域定着支援の緊急時支援費を参考に、加算で評価してはどうか。

<参考> 自立生活援助

同行支援加算 500単位/月（外出を伴う支援を行った場合）

<参考> 地域定着支援の緊急時支援費

・緊急時支援費（ ） 711単位/日（利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定）

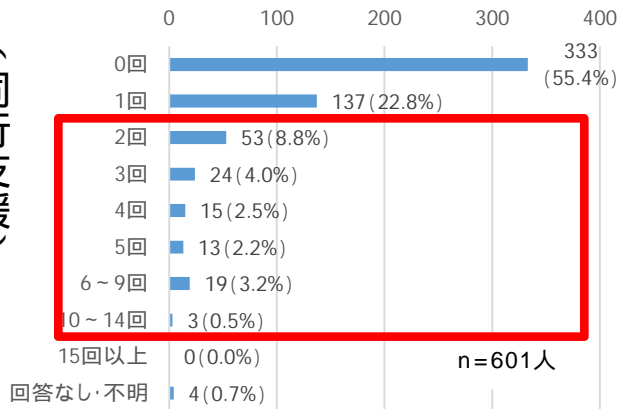
・緊急時支援費（ ） 94単位/日（深夜（午後10時から午前6時）における電話相談援助）

自立生活援助の業務の実施状況

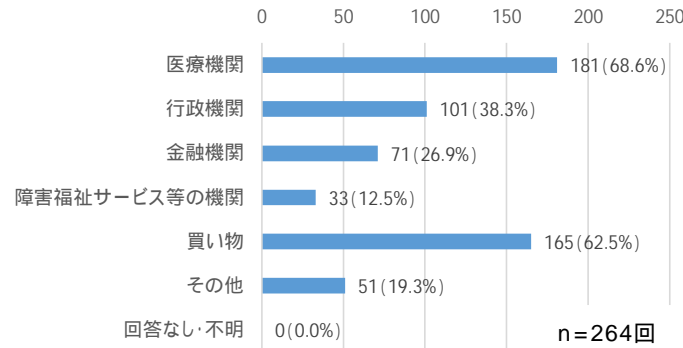
(令和元年7月時点 自立生活援助事業所数136ヶ所、利用者数601人に対する支援状況)

(同行支援)

同行支援加算に係る支援の回数

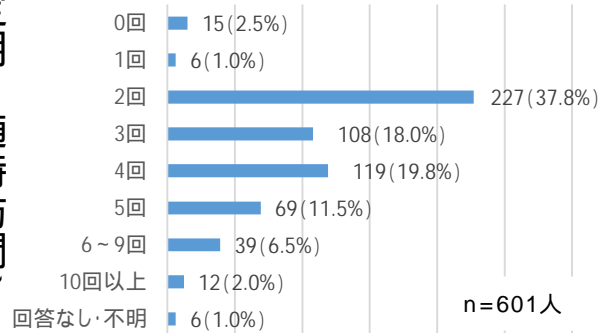


同行支援加算に係る支援の行き先

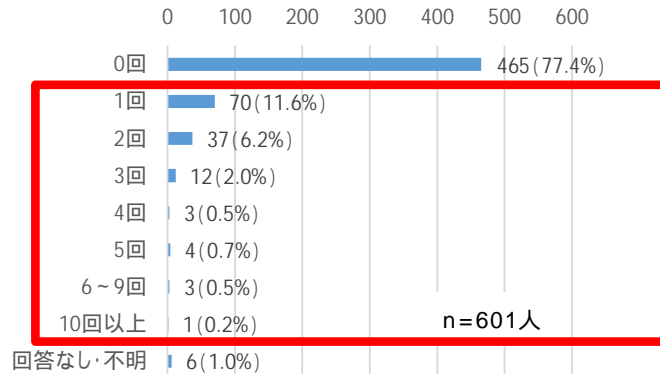


(定期・随時訪問)

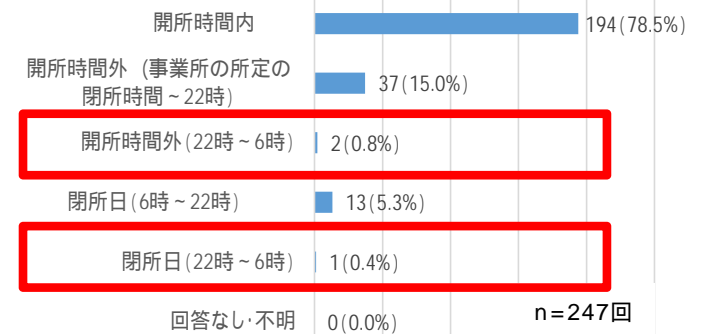
定期的な訪問回数



随時通報を受けて行った訪問回数

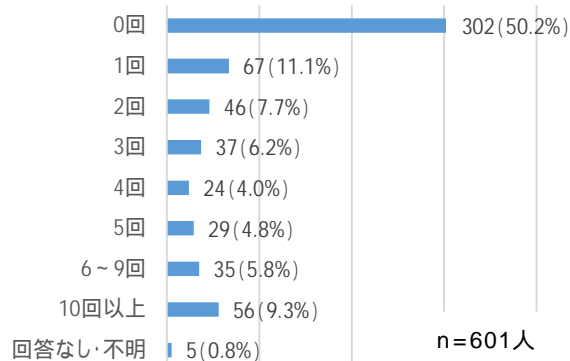


随時通報を受けて行った訪問支援の時間帯

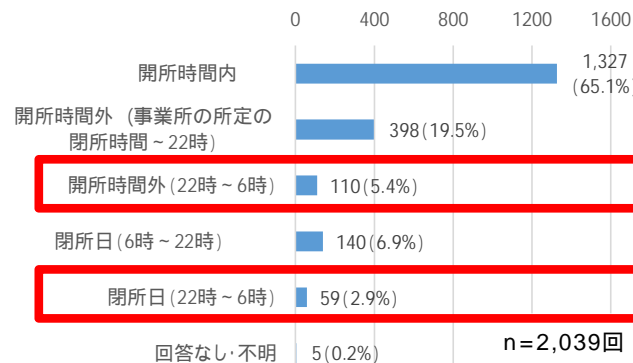


(電話相談)

電話相談回数



電話相談を行った時間帯



【論点5】地域移行実績の評価

現状・課題

地域移行支援は入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を支援するサービスであり、障害者の地域移行を推進する観点から更に取組を進めていく必要がある。

平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬を新たに設定したところであるが、団体ヒアリングにおいて、地域移行実績が複数人以上の事業所に対する更なる評価について要望がでている。

- ・地域移行支援サービス費（ ） 3,059単位/月（社会福祉士、精神保健福祉士等の配置及び前年度1人以上の地域移行実績）
- ・地域移行支援サービス費（ ） 2,347単位/月（上記以外）

論点

地域移行支援の取組の推進や地域移行に向けたインセンティブを高めるため、地域移行実績の更なる評価についてどう考えるか。

検討の方向性

前年度の地域移行実績が特に高いと認められる事業所について、更なる評価を検討してはどうか。

<参考1> 平成29年度地域移行支援事業所の地域移行者数（実績）

地域移行者数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
事業所数	293	128	51	22	11	6	3	4	2	2	1	0	0	1
割合	55.9	24.4	9.7	4.2	2.1	1.1	0.6	0.8	0.4	0.4	0.2	0.0	0.0	0.2

注：平成29年度中に1か月でも地域移行支援のサービス提供実績がある事業所における地域移行者数の実績である

出典：平成30年度厚生労働科学研究「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービス実態把握に関する調査」

<参考2> 地域移行支援サービス費の請求事業所数の状況

地域移行支援サービス費（ ）の割合は増加

（H30.4）44.5% （H31.4）50.5% （R2.4）60.3%

	H30.4	H31.4	R2.4
イ 地域移行支援サービス費（ ）	142	188	161
ロ 地域移行支援サービス費（ ）	177	184	106
	319	372	267